

# 秋田市立太平中学校いじめ防止基本方針

## 1 いじめの定義と基本的な考え方

### (1) いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### (2) 基本的な考え方

いじめは人間の尊厳を脅かし、人権を侵害するものであり、決して許されない行為である。子どもをいじめから守るためには、いじめについて、次のように理解することが重要である。

- ・いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。
- ・いじめは、人権侵害であり、人として絶対許されない行為である。
- ・いじめは、刑事罰が課せられたり、損害賠償責任が発生したりする不法行為である。
- ・いじめは、子どもが入れ替わりながら被害も加害も経験する場合がある。
- ・いじめは、見ようとしなければと見えない。
- ・いじめは、いじめられる側にも問題があるという考えでは解決できない。
- ・いじめは、加害、被害の二者関係だけでなく、「観衆」、「傍観者」の存在など集団全体に関わる問題である。
- ・いじめは、学校、家庭、地域が、一体となって取り組むべき問題である。

本校では、このような理解に立ち、いじめかどうかの議論に終始するのではなく、子どもの心情を理解し、あるべき行動のしかたや問題解決に向けた具体的な対処などを発達段階に応じて指導していき、いじめの未然防止に努め、いじめが起きた際には子どもが安心して学校生活を送れるようになるまで支援します。

## 2 いじめの未然防止のための取組

### (1) 日常的な関わりを通じた生徒理解

- ・子どもや保護者の言葉に真摯に耳を傾け、気持ちを共感的に受け止めていく態度を心がける。
- ・全職員が給食や清掃の時間などで日ごろから子どもとのコミュニケーションを深め、関わる。

### (2) 「分かる・できる授業」づくりの推進

- ・子ども一人一人が主体的に参加し、活躍できる場面設定をする。
- ・自分の進歩や成長を実感できるような振り返りを行う。

### (3) 道徳教育、特別活動の充実

- ・道徳の時間や学級の時間を通して、「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、豊かな心や互いを尊重し合える態度などを養う。

### (4) インターネットの安全な利用についての啓発

- ・学校外部から講師を招き、「ネットトラブル防止教室」や「防犯教室」を開催し、情報モラルや防犯に対する意識の向上を図る。

### (5) 生徒会活動の充実

- ・秋田市中学生「絆」宣言等を活用し、年間を通して「いじめ撲滅」に向けた子ども主体の取組を実施することで、「いじめを生まない学校づくり」の気運を高められるように支援する。

## 3 いじめの早期発見の取組

### (1) 信頼関係の構築

- ・日頃から子どもや保護者とのコミュニケーションを深めていくことでいじめを相談しやすい体制づくりに努める。

### (2) 保護者、地域、職員の連携

- ・子どものささいな変化や兆候を見逃さず、迅速に報告・連絡・相談する体制を推進する。

- (3) いじめの認知
- ・ ささいなことであっても軽視することなく、認知に努める。
  - ・ 次のような事案であっても子どもの感じる被害性などを考え、事実確認を丁寧に行う。
    - ア けんかしたり、ふざけ合ったりしている場合
    - イ 好意から行った行為が、意図せず相手側の子どもに苦痛を感じさせてしまった場合
    - ウ いじめられている状況が認められても、本人が否定する場合
    - エ インターネット上で悪口を書かれたことを本人が知らずにいる場合
- (4) 早期発見のための手立て
- ・ 複数の教職員による観察
  - ・ 「学校生活アンケート（5月、9月、12月、2月）」や「Q-U調査（年2回）」の定期的な実施
  - ・ 生活記録ノート「Hop Step Jump」の実施
  - ・ 二者面談の実施
  - ・ 学校派遣相談員との定期面談の実施
  - ・ 学級担任以外（学年主任、教頭、生徒指導主事）の相談体制の推進
  - ・ 相談機関の周知

#### 4 いじめへの組織的対応

- (1) 「いじめ・不登校対策委員会」の設置と機能強化
- ・ 校長、教頭、生徒指導主事、教務主任、各学年主任、学校派遣相談員により、「太平中学校いじめ・不登校対策委員会」を組織し、基本方針や年間計画の策定、見直しのほか、いじめ防止に向けた取組状況等について協議する。
  - ・ 「太平中学校いじめ防止基本方針」やいじめ防止への取組を全職員に共通理解を図るための校内研修会を実施する。
- (2) 迅速な実態把握と適切な指導・支援
- ・ いじめに係わる情報が寄せられたときは、他の業務に優先し、速やかに「いじめ・不登校対策委員会」に報告する。
  - ・ いじめた子ども、いじめを受けた子ども双方から聞き取った内容の整合性を図り、状況を正確に把握する。
- (3) いじめを受けた子どもや情報を提供してくれた子どもへの対応
- ・ 絶対に守ることを約束するなど、それぞれへの安全確保に配慮する。
- (4) 対応策の検討と役割分担
- ・ 聞き取った内容から「いじめ・不登校対策委員会」で対応方針を検討し、役割分担を決め対応に当たる。
- (5) 関係機関との連携、調整
- ・ 速やかに教育委員会に報告し、対処について協議する。
  - ・ 状況に応じてスクールカウンセラーを活用するなど、教育相談体制の充実を図る。
  - ・ 状況に応じて関係機関（警察署、法務局等）と連携を図る。
  - ・ 犯罪行為と思われる事案が発生した際には、ためらうことなく警察との連携を図る。
- (6) 保護者への対応
- ・ いじめの内容を正確に伝え、指導方針を説明して理解や協力を得るように努めるとともに、対応の経過や事後の子どもの状況等について、適切に情報を提供する。
  - ・ いじめを受けた子どもが安心して学校生活を送れるように継続して支援する。
  - ・ 積極的にいじめによる後遺症へのケアを行う。
- (7) いじめ解消後の対応
- ・ 安易に再発する可能性を捨てず、保護者と連携をとりながら、観察を続ける。
- (8) いじめた子どもとその保護者への指導
- ・ いじめた子どもの気持ちや原因、背景などをふまえながらも、毅然とした指導を行い、心からの反省を促す。
  - ・ いじめた子どもの保護者には、事実関係を正確に伝え、行為そのものへの反省を促すことの大切さの共通理解を図る。

5 いじめ防止に向けた家庭や地域との連携

(1) 基本方針についての情報発信

- ・各種通信をとおして、学校の基本方針について、保護者や地域の方々に情報提供する。
- ・本校の「いじめ防止基本方針」をホームページで紹介する。

(2) P T A等における説明

- ・いじめ防止の取組や対応について知らせる。
- ・次のことについて共通理解を図る
  - ア 子どものささいな変化，言動を見逃さず，子どもの話に耳を傾け，学校と相談すること。
  - イ いじめの解決に当たっては，いじめの行為や言動だけにとらわれず，背景などを把握し対応すること。
  - ウ 家庭において，「いじめは絶対許されない行為であること」を確認すること。

6 年間計画

月	1 年	2 年	3 年	委員会	PDCA
4	校内研修会(生徒を語る会)				P ↓ D
5	学校派遣相談員面談 二者面談	学校生活アンケート① 二者面談		いじめ・不登校対策委員会	↓ C ↓ P ↓ D ↓ C ↓ A
6	学校派遣相談員面談	市中総体			
7	職場体験活動 三者面談	職場体験活動 三者面談	母校訪問 学校派遣相談員面談 三者面談		
8			体 験 入 学		
9	太中祭 学校生活アンケート②		学校派遣相談員面談		
10	市教委計画訪問		学校派遣相談員面談		
11	二者面談 学校派遣相談員面談	二者面談	二者面談	いじめ・不登校対策委員会	
12	学校派遣相談員面談	学校生活アンケート③			
1	三者面談	三者面談 学校派遣相談員面談	三者面談		
2	宿泊研修 二者面談	学校派遣相談員面談 学校生活アンケート④ 二者面談	二者面談	いじめ・不登校対策委員会	
3					

## 秋田市中学生「絆」宣言

いじめは絶対に許されない行為です。

わたしたち秋田市に住む中学生は、誰もが安心できる  
いじめのない学校をめざして、次のことを宣言します。

- 一 わたしたちは、  
優しい言葉や行動で、みんなの笑顔を広げます。
- 二 わたしたちは、  
相手の気持ちを考え、友達のよさを見つけます。
- 三 わたしたちは、  
困ったときは一人で悩まず、必ず誰かに伝えます。
- 四 わたしたちは、  
見て見ぬふりをせず、悩んでいる友達に手を差し伸べます。
- 五 わたしたちは、  
人との絆を大切に、心と心が響き合う学校をつくります。

平成二十五年十月八日

秋田市中学生サミット

